

各 位

会 社 名 株式会社ドンキホーテホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役社長兼COO 大原 孝 治
 コ ー ド 番 号 7532 東京証券取引所市場第一部
 本 社 所 在 地 東京都目黒区青葉台 2-19-10
 情 報 開 示 責 任 者 専務取締役兼CFO 高橋 光 夫
 電 話 番 号 03-5725-7588 (直通)

日本アセットマーケティング株式会社が発行する転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の引受に関するお知らせ

当社は、当社連結子会社である日本アセットマーケティング株式会社（本社：東京都江戸川区、代表取締役社長：越塚 孝之、東証マザーズ：8922、以下「JAM」という。）が第三者割当により発行する無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の引受（以下「本件引受」という。）を行うことについて、本日の取締役会にて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件引受の目的

JAM は 2013 年 4 月に、当社及び当社の 100%子会社である株式会社エルエヌとの資本業務提携契約に基づく第三者割当増資により当社連結子会社となりました。以降、当社グループが保有する不動産（建物）を JAM に譲渡し、JAM が当該不動産及び新規取得の不動産の開発及び管理を行い、当社グループの小売各社が JAM から営業用の店舗等の不動産の賃借を受けるという体制を構築してまいりました。これにより、当社グループが保有する不動産について効率的な管理・活用が可能となったとともに、当社グループの小売各社においては、本業に専念することができるといったメリットを生み出しております。

JAM が無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行によって調達する資金を用いて、新規収益物件及び開発用地としての不動産を取得し、JAM が保有する不動産（建物）を当社グループの小売各社が賃借するという手法を採ることにより、当社グループにおける成長エンジンである新規店舗の出店をさらに加速することが可能になると考えております。

このように、本件引受を通じて JAM が当社グループで使用する不動産（建物）を効率的に管理・活用できる体制をより一層強化することが、当社グループの企業価値向上という観点から有益であると判断し、本件引受を行うことといたしました。

2. JAM の概要

(2014 年 11 月 27 日現在)

①	商 号	日本アセットマーケティング株式会社
②	主 な 事 業 内 容	不動産賃貸事業・不動産管理事業
③	設 立 年 月 日	1999 年 9 月 1 日

④	本店所在地	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号		
⑤	代表者	代表取締役社長 越塚 孝之		
⑥	資本金の額	4,097百万円		
⑦	従業員数	76名(2014年9月末現在)		
⑧	大株主及び 持株比率 (2014年9月末現在)	株式会社エルエヌ		49.19%
		バンクオブニューヨークノントリーティージャスデックアカウント(常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)		7.47%
		CBHK-GUOTAI JUNAN SECURITIES(HONG KONG) LIMITED-CLIENT ACCOUNT(常任代理人シティバンク銀行株式会社)		3.28%
		CBHK-PHILLIP SEC(HK) LTD-CLIENT MASTER(常任代理人シティバンク銀行株式会社)		1.95%
		ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー(常任代理人香港上海銀行東京支店)		1.37%
⑨	当社と当該会社との間の関係	資本関係	当社の100%子会社である株式会社エルエヌが、JAM株式136,000,000株(議決権所有割合49.19%)を所有しております。	
		人的関係	当社より、取締役3名、監査役2名の派遣を行っております。	
		取引関係	JAMと、当社及び当社の100%子会社である株式会社エルエヌは、資本業務提携契約を締結しており、①JAMによる、当社グループに対する、当社グループの所有不動産の効率的運用のための助言及び知見・ノウハウの提供、並びに②当社の知名度を活用した、JAMのサービスの利用者及び認知度の拡大のための各種施策について、業務提携を行うことを合意しております。 また、当社からJAMに対し、固定資産(土地)の賃貸及び金銭消費貸借契約による資金の貸付を行っております。	
⑩	URL	http://www.jasset.co.jp		
⑪	当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態(単位:百万円)			
	決算期	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期
	連結純資産	△152	204	3,725
	連結総資産	329	313	58,776
	1株当たり連結純資産(円)	△191.75	1.39	13.48
	連結売上高	83	131	3,378
	連結営業利益	△545	△385	1,105
	連結経常利益	△595	△427	803
	連結当期利益	△802	△205	1,833
	1株当たり連結当期純利益(円)	△1,243.83	△1.94	6.82
	1株当たり配当金(円)	-	-	-

(注) JAMは2013年11月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そのため、

2013年3月期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり連結当期純利益及び1株当たり連結純資産の算定がなされております。

3. 本件引受の概要

当社は、JAMが発行する以下の無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の全部を引き受けることといたします。

(1) 無担保転換社債型新株予約権付社債

① 払 込 期 日	2014年12月12日
② 新株予約権の総数	250個
③ 社債及び新株予約権の発行価額	社債の発行価額は100,000,000円(額面100円につき金100円) 新株予約権の発行価額は無償
④ 当該発行による潜在株式数	168,918,918株
⑤ 発行価額の総額	25,000,000,000円
⑥ 転換価額	148円
⑦ そ の 他	<p>(i) 転換価額及び対象株式数の固定 本新株予約権付社債は、転換価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものである。</p> <p>(ii) 早期償還条項 JAMは、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降、本社債の社債権者である当社に対して、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、その他必要な事項を通知したうえ、残存する本社債の全部又は一部を償還することができる。</p> <p>(iii) 譲渡制限 本新株予約権付社債の譲渡については、JAM取締役会の承認を要するものとされている。</p> <p>(iv) その他 上記各号については、JAMが行う金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。</p>

(2) 新株予約権

① 割 当 日	2014年12月12日
② 新株予約権の総数	675個
③ 発行価額	新株予約権1個当たり86,000円(総額58,050,000円)
④ 当該発行による潜在株式数	67,500,000株(新株予約権1個につき100,000株)
⑤ 払 込 金 額	10,048,050,000円 (内訳) 新株予約権発行時の払込額: 58,050,000円 新株予約権行使時の払込額: 9,990,000,000円
⑥ 行 使 価 額	148円
⑦ そ の 他	<p>(i) 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆ</p>

	<p>る MSCB や MS ワラントとは異なるものである。</p> <p>(ii) 本新株予約権の行使指示及び行使許可 JAM と割当予定先である当社との間で締結する予定の新株予約権割当契約において、行使可能期間中のいずれかの日において、株式会社東京証券取引所における JAM 普通株式の普通取引の終値が行使価額を上回った場合、JAM は、行使可能期間に、割当予定先である当社に対し、行使すべき本新株予約権の数を指定したうえで、本新株予約権を行使すべき旨を指示（以下「行使指示」という）することができ、JAM が行使指示を行った場合、割当予定先である当社は、行使指示が行われた日から 10 取引日以内に、行使指示に従って、行使指示に従って行使指示において指定された数の本新株予約権を行使しなければならない旨が定められる予定である。</p> <p>また、同契約において、割当予定先である当社は、その保有する本新株予約権を行使すること（ただし、JAM による行使指示に従って本新株予約権を行使する場合を除く。）を希望する場合、行使を希望する本新株予約権の数を指定したうえで、本新株予約権の行使の許可（以下「行使許可」という。）を申請しなければならず、JAM から行使許可を受領した場合、割当予定先である当社は、行使許可を受領した日から 10 取引日以内に限り、行使許可に従って、行使許可において指定された数の範囲内で本新株予約権を行使することができる旨が定められる予定である。</p> <p>また、同契約において、割当予定先である当社は、JAM による行使指示に従って本新株予約権を行使する場合、及び、JAM の行使許可を得た上で当該行使許可に従って本新株予約権を行使する場合を除き、本新株予約権を行使することができない旨が定められる予定である。</p> <p>(iii) 取得条項 JAM は、本新株予約権の発行後、JAM 取締役会が本新株予約権を取得する決議をしたときには、本新株予約権の全部を発行価格によって取得することができる。この場合、JAM は、当該決議後、本新株予約権の取得日の 2 週間前までにあらかじめ書面により本新株予約権者である当社に対して事前通知するものとされている。</p> <p>(iv) 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、JAM 取締役会の承認を要するものとされている。</p> <p>(v) その他 上記各号については、JAM が行う金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。</p>
--	--

4. 無担保転換社債型新株予約権付社債が全て普通株式に転換され、かつ新株予約権が全て行使された場合の、当社及びその関係会社の所有株式の状況（見込み）

（1）異動前の所有株式数	136,000,000株（議決権の数:1,360,000個、議決権所有割合:49.19%）
（2）取得株式数	236,418,918株（議決権の数:2,364,189個）
（3）異動後の所有株式数	372,418,918株（議決権の数:3,724,189個、議決権所有割合:72.61%）

5. 業績に与える影響

本件に伴い、当社の連結業績に与える影響は軽微であると認識しておりますが、今後、新たに業績に重要な影響を及ぼすことが判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上